

清末中国女子教育の制度化における日本女子教育情報 の役割： 呉汝綸の日本視察（1902）をめぐって

董，秋艷

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻：博士課程

<https://doi.org/10.15017/7385171>

出版情報：国際教育文化研究. 13, pp.161-173, 2013-07-26. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



清末中国女子教育の制度化における日本女子教育情報の役割

—呉汝綸の日本視察（1902）をめぐって—

董 秋艷

はじめに

本稿は、清末中国において女子教育の制度化が進められていく中で、日本の女子教育情報が果たした役割を明らかにするものである。

1894年に勃発した日清戦争で中国は日本に敗れた。この敗戦を契機として中国は、日本が「西式的」教育を輸入したために勝利したと考え、日本への視察を推進することとなった¹。1901年清政府が行った新政では「育才」「興学」をかかげ、日本の教育制度をモデルとして採用、推進した²。学堂制度の策定は管学大臣張百熙（以下管学大臣張）³に命じ、管学大臣張はこの任務を果たすために1902年に、京師大学堂の総教習呉汝綸（以下呉）を日本に送り、教育制度視察を行わせた⁴。

清末の教育改革や中国近代学制⁵などについて、日中両国の研究はともに呉の日本視察に着目してきた。これらの研究では、呉の視察日記などに見られる教育案が近代学校章程に多く取り入れられ、呉の日本視察と教育改革案がもつ歴史的意義が指摘されている⁶。本稿では、女子教育制度の改革に呉が果たした役割を解明することに努める。中国女子教育史研究では、草創期の中国の女子教育が日本の教育制度の影響を受けていたことが指摘され、日本から派遣した女子教員や日本留学した女性の教育活動などが分析されている⁷。本稿は、近代女子教育制度の始点と位置付けられている1907年の『女子小学堂章程』と『女子師範学堂章程』の策定過程に着目し、その過程における日本女子教育の具体的な受容経緯を明らかにする。

筆者はこれまで呉による日本視察の分析を行い、日本の教育界が積極的に呉に女子教育の情報を提供していたことを明らかにしてきた⁸。呉は日本の働きかけによって女子教育制度の必要性を管学大臣張に説得しようとするまでに至り、日本の女子教育情報を中国に持ち帰った⁹。その後、女子教育の制度化がいかに進んだかについては分析できていないままであった。女子教育の制度化が進められていく過程を見ると、呉が中国にもたらした女子教育情報が、その後持った役割と意味が浮かび上がるのである。

本報告の構成として、まず呉が持ち帰った日本の女子教育情報の内容をまとめる。その上で、呉が説いた女子教育と、1904年の『奏定学堂章程』との関連を探る。そして、3年後の

2 つの章程の策定や教育内容も、同様に日本の女子教育制度をモデルとして採用したことを明らかにしたい。

1. 吳汝綸による日本女子教育の紹介

吳¹⁰は、1902 年 6 月 20 日から約 4 ヶ月間に日本の学校教育制度の調査視察を行った。そして見聞きした教育情報は報告書である『東遊叢録』にまとめられ、1902 年 10 月に東京三省堂から出版された。また、視察中に形成した教育に関する意見は、7 つの「書簡」を管学大臣張にも送っている。さらに、日本の新聞や雑誌に掲載された吳に関する記事は、上海の華北訳書局で『東遊日報訳編』に編纂され、1903 年 4 月に中国で出版された。このように、日本の教育情報は、吳が主にこの三つの史料を通して中国にもたらした。筆者は、主にこの三つの史料から吳が持ち帰った日本の女子教育情報を拙稿「日清戦争後中国における日本の女子教育情報—吳汝綸による日本視察（1902）を通して—」にまとめた¹¹。

吳は日本の「賢母養成」を目的とする女子教育を認め、管学大臣張に「女子教育の普及も急務だ」と書簡で訴えている。報告書には前山陽高等女学校校長望月興三郎（以下望月）からの書簡と筆談があった。望月の書簡に「英才児をえるには幼児期の家庭教育が基礎であり、その基礎教育に賢母（良い家庭）がなければ英才児を得られない」と女子教育が「賢母を育てる」ことにあると主張している。筆談には「女性に教育を受けさせ、愛国心を富ませることで、将来母となった彼女達から生まれた子どもも感化されて必ず愛国者となる」とし、「愛国心の涵養」も「女子教育に期待できる」と述べている。つまり、吳は女子教育の必要性を説得するために、望月の書簡や筆談を管学大臣張に送ったのである。

また、日本の女子教育に徳育の軽視により生じた女性による「自由」や「参政権」への主張を聞いた吳は、日本の女子教育の科目とは異なり、中国では女子教育の科目に儒学徳目（つまり儒教のテキストである女子論語、女子四書などを用いること）の徳育を、知育と体育のように重視するべきだと主張した。そして、彼は、「賢母」を養成する女子教育を普及していくために、各女学校に関する情報、特に女子教員養成に関する情報にも関心を払った。

以上のように、吳は日本の女子教育の意義（賢母養成）に感銘を受け、女子教育情報を詳しく調査して報告書にまとめた。さらに日本の女子教育をそのまま受容するのではなく、中国では徳知体の三育を重視するように述べたのである¹²。

吳の日本視察後、1904 年 1 月に学制『奏定学堂章程』が發布された。その後、学部の新設などに関する教育行政も整え、1907 年 3 月に学部から『女子師範学堂章程』及び『女子小学堂章程』を發布した¹³。

次章では、まず『奏定学堂章程』の中の「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を取り上げて考察する。この章程は、吳が日本視察中に發布された『欽定学堂章程』ではなく、女子教育に関する内容が含まれている。これに記されている女子教育の意義は、吳が報告した「女子教育観」を反映していると考えられる。

2. 1904 年『奏定学堂章程』学制に見た女子教育の意義

1)『奏定学堂章程』の策定

1902 年 8 月 15 日、教育改革の命を受けた管学大臣張は『欽定学堂章程』¹⁴を發布した。しかし、2 年も経たずに 1904 年の『奏定学堂章程』によって替えられた。それは、管学大臣張が述べたように、「欽定学堂章程は暫定的な章程であり、不足している箇所は、いつでも斟酌して添削する」章程であった¹⁵。彼は「章程は各省にも發布するから、流弊がない最善の制度を策定していかなければならぬ」と目指しており、呉を日本教育制度の視察に派遣したのも「最善」の章程を策定するためであった。

しかし、呉は帰国の翌 1903 年正月（中国旧暦）に亡くなってしまう。そこで管学大臣張は「最善」の学制を發布するため、「学務に詳しい」湖広総督張之洞に協力を促すべきだと政府に上奏した。

今日の学堂の設立は人材の育成にあり、流弊を防ぐためであった。そのため、必ず適切な教科書、完璧な章程を策定しなければ人材は得られない。……湖広総督（張之洞を指す筆者注 以下同）が陳述した湖北学堂章程は、臣百熙が欽定した章程にないものが補われており、ただちに照らして訂正する予定である。……学堂の設立は今日の急務である。同総督は今日における学務に関して最も詳しい。湖北で学堂を設立した成績もあり、学堂にかかわる経験も深い。今日の学務の探究に一つの知恵を加えると、将来の學術人材の獲得に裨益することにつながる。……京師大学堂の学務に湖広総督の派遣を願う¹⁶。

こうして、学堂章程の重訂に張之洞が加わることとなった¹⁷。そして 1904 年 1 月 13 日について『奏定学堂章程』が公布されたのである¹⁸。

張之洞は「重訂学堂章程折」¹⁹に「昨年欽定した学堂章程の宗旨や方法は、実に要領を得たものである」と称賛した上で、以下のように述べた。

しかし、いまは草創期であり、規程や課目を少し簡略化する必要がある。その増訂は徐々にしていけばよい。……この数ヶ月間、臣らが相互に討論し、謙虚に相談しながら策を練った。合わせて外国における各学堂の課程や科目を博く参照し、斟酌して変更した。中国に適切なものを選び、適さないものは採用しなかった。さらに、知らない科目などを名を改め、そのなか、過多の時間を要するものを減らす²⁰。

このように、『奏定学堂章程』は「外国の各学堂の課程や科目を博く参酌」して、中国に相応しいものを採用して策定したという。また、『奏定学堂章程』に加えられた「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の理由を言及している。

元の章程（欽定学堂章程）に蒙学堂という名があった。諸々の規程について見ると、実は外国の初等小学校章程と同様である。外国の蒙養院制度を調べたところ、蒙養院は外国

では幼稚園と言うようだ。ここで、今回は外国の幼稚園設立主意をよく参酌したうえで、「蒙養院章程及び家庭教育法章程」一章を策定した。これは、元の章程のなかにあった「欠略」を補ったものである²¹。

このように、『奏定学堂章程』には、『欽定学堂章程』になかった「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を補った。また、それも、「外国の幼稚園設立主意をよく参酌した」うえで策定したものという。

呉を日本視察に送らせたのは章程の策定のためであり、章程の重訂も呉が帰国した後に行われた。さらに、この間に管学大臣張が教育制度視察のため海外に派遣した人物に関する史料も、いまのところ見当たらないことを踏まえると、ここでいう「外国」とは、呉の視察先である日本だと考えるほうが妥当であろう。その推測は、次節の「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の内容を分析すると、確信へと変わるだろう。

2) 「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の目的

「蒙養院章程及び家庭教育法章程」(以下章程)は、言葉の通り、蒙養院章程と家庭教育法章程と合わせた一章程である。その主旨は、「蒙養院をもって家庭教育を補助する。家庭教育をもって女学を包括する」としている²²。

この章程が捉えている家庭教育の意義、家庭教育と女学の関係を知るには、まず、後者の「家庭教育をもって女学を包括する」ことについて整理する。

女学(女子教育)は幼児を保育するためであるといえども、このことは最も重要なことである。全国の子に教育を施さないのならば、母教(母からの教育:引用者註)も良くすることができない。幼児の身体も決して強くならない。良い気質を習得できなくなる。蒙養(幼児保育)は、実に国民教育の基礎である²³。

以上の文言からすると、入学前家庭にいる時期の幼児に対する保育のことが章程に使われている「家庭教育」の意になる。また、その家庭教育は、国民教育の「基礎」であるから、女子教育を施さないのならば、その家庭教育も良い方向に導かれないという。つまり、女子教育は家庭教育を行うために必要であるとしている。章程の女子教育の意義は、まさに望月が主張した「賢母」養成のための女子教育の意義と同じである。

しかし、女子教育の必要性を認識してはいるものの、女学校を設立することは、「流弊が多く、断じて宜しくない」とされ、「家庭において教えるべきもの」とされた²⁴。その理由は次のとおりである。

思うに、中国では男女の区別が甚だ謹厳であり、年少の女子は決して隊を組んで入学させたり、街市を遊行させたりするべきではないとされる。また西洋書籍を多く読んだり、外国の習俗を誤って学んだり、次第に自ら配偶者を選ぶようなことをして、父母、夫を蔑

視する風潮を長じさせてはならない。従って女子はただ家庭において教えられるべきである²⁵。

呉が記した日本の女子教育の風潮に対する懸念と同様のことが、ここで述べられている²⁶。こうした懸念により、女子教育を「家庭において教える」ことが選択されたのである。それが章程の「家庭教育を以て女学を包括する」わけであった。

「家庭教育を以て女学を包括する」に関する具体的な方法は、各地方官に「初等小学堂テキスト及び小学堂入学前二年で使う各種教科書を分かりやすく編纂し発行すること」を命じたほか、『孝経』『四書』『列女伝』『女誡』『女訓』及び『教女遺規』など切要かつ明確なものを深めていくように分かりやすく解説し、また図を添えて一冊の本にまとめ、各家庭に配布すると同時に、「外国の家庭教育の本からは、少なくとも一冊を、分かりやすく中国の婦道に悖らないテキスト（例えば日本の下田歌子の『家政学』）を翻訳して配布するよう」²⁷に命じた。そして、各家庭には、次のように勧めた。

文字を読める婦人ならば、自らこれらの教科書を読んで理解し、それをもとに自分の子どもに教える。婦人は文字が読めなくても、その婦人の夫あるいは傍人がその婦人に教える。母は息子に小学堂入学前の基礎を教える。娘に将来妻と母としての生き方を教える。母たる者は皆自らが子どもの教育を行う。教えることが出来ないならば保母を雇って教える。こうすれば、各家庭に蒙養院があるのと同様である²⁸。

文字が読めない母親に夫あるいは他人を雇って教えるように勧めたことからわかるように、「家庭教育を以て女学を包括する」とは、家庭に儒学女教科書や外国の家庭教育書籍などを送り、家庭で自分の子どもの教育を担う「母を教育すること」から始まる。そして、その母は家に送ってきたテキストを学習した上で、それを用いて自らの子どもに教える。そうすると息子であれば入学する前の基礎ができ、娘ならば女性としての生き方を知ることができる。このように、各家庭の母を家庭のなかで「賢母」になるよう養成し、同時に各家庭を幼稚園のようにするという一石二鳥を期待したのである。

次は「蒙養院をもって家庭教育を補助する」という内容を、整理してみよう。

外国には3歳以上7歳以下の幼児を保育する幼稚園がある。そこでは女子師範学校で養成された保母が教えている。しかし、中国の今の状態では、女学堂の設立は流弊が多く、決して良いとは言えない。このように、女学堂もあまり設立できず、また幼稚園も多くは設立できないので、外国の幼稚園方式にならって、蒙養院章程を定める²⁹。

このように、当時の中国は、女性のための学堂の設立が不適切であり、幼稚園も多く設立できないことであった。それが故に外国の幼稚園方式にならって蒙養院章程を定めるという。

蒙養院の設立方法は「各省府県にある育嬰堂と敬節堂を拡充させ、そのなかの一室に蒙養

院を設ける」³⁰というものである。章程によれば、両施設に「省には 50 人以上、府県なら 30 人以上の乳母と婦人」を置くこととし、乳母や保母になりたい婦人は「30 人以内ならば入堂させることができる」と定めた³¹。そして、「これらの施設にも政府が編纂した女教科書や家庭教育教科書、政府が定めた保育要旨や科目を送り、施設に文字の読める婦人を雇って、彼女が施設の乳母と婦人に教科書の内容を伝授する。文字の読める婦人がいなければ、文字の読める老成婦人を雇う」³²と定めている。蒙養院の学習は 1 年間とし、1 年間後に、蒙養院で学んだことを証明する資格を与えるほか、「真面目で保育や教導の方法を修得した」と蒙養院長が認めた者に対して、地方官が賞状を与え、さらに保母教習の資格も与えるとした³³。

育嬰堂はもともと乳児院であり、敬節堂に収容した身寄りのない婦人は、ほとんど乳母として家庭に雇われていた女性であった。彼女らを保母にすることにより幼児の「家庭教育」を補助することを企図したのである。このように、蒙養院は「保母」を養成するための施設であった。つまり、「外国には女子師範学校内に保母講習科をもって保母養成をしているが、中国は女子師範学校がない」³⁴からであった。

また、蒙養院には、保母の実習のために付近に住む幼児の入院制度を設けている。保育科目は「遊戯、歌謡、談話、手技」であった³⁵。蒙養院施設に関する規定は以下のとおりである。

第一節、蒙養院の屋舎は二階以上の建物になると幼児たちが上り下りする時に転んだり、落ちたりすることがあるから、一階建の建物のみを使用する。

第二節、蒙養院の建物の中には、保育室と遊戯室、その他必要な諸室を設ける。

第三節、保育室の面積は五人の児童に六平方尺とする。

第四節、庭園の面積は最低でも幼児一人につき六平方尺とする。

第五節、凡手技用器物絵本、遊戯物具楽器、黒板、机、椅子、時計、温度計、暖房設備（暖炉）及び必要器具を備える。これら器具は簡単でもいいが、無いことはよくない。なぜならば、器具が無いと教導できないからである。

第六節、院の内外の衛生設備は小学堂の基準に照らすこと³⁶。

この規定は、呉が記した日本の幼稚園の設備に関する内容とほぼ一致している³⁷。

ここまで述べたように、『奏定学堂章程』では幼い時期の「家庭教育」が「国民教育の基礎」であることを認識されていた。そしてその家庭教育をより良くするには賢母を養成する女子教育も必要であると認めていたことがわかった。しかし、日本の女子教育に対して呉が感じた心配を同様に感じており、女学堂の設立には賛同しなかった。援用策としての「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を策定した。蒙養院は日本の女子師範学校と比較できないものの、日本の女子師範学校を参照したということは確かである。つまり「蒙養院章程及び家庭教育法章程」は、呉の視察報告書の情報を参照して策定したものといえる。

3 「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」両章程における女子教育意義の主張

1907年3月8日、学部から「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」が配布された³⁸。女子師範学堂の教育「総要」では、女子教育の意義を論じている。

家庭と国は密接に関係している。家政が正しく運営されていれば国風も自然に隆盛する。その家政を正すには、先ず女子が教育を受け、礼法を守ることを知る必要がある。また女子教育は国民教育の基本となる。なぜならば学堂の教育は最良の家庭教育によって補われることではじめて完璧なものとなるからである。そして、最良の家庭教育は賢母によるものであり、賢母を求めようとすれば必ず完全な女学を要する。女子師範教育者はこの旨に基づき、教導に努めなければならない³⁹。

このように、1904年の「蒙養院章程及び家庭教育法章程」で論じられている女子教育の意義と同じく、女子教育は「国民教育の基本」である家庭教育のためであり、「最良」の家庭教育を求めるには母を「賢母」にしなければならないと論じている。

そして、同時に儒教徳目の徳育を女子学生に学ばせようとした。

歴代が中国の女徳を尊ぶ。およそ女性としての道、主婦としての道、母親としての道については教典や儒学者の本の中に沢山書かれている。今、女子師範生は先ずそれを勉強し、常に貞静、順良、慈淑、節約などの美德に従い、中国従来 of 礼教を忘れず、一切の自由放縦の言論を遠ざけ、社会の風化を維持すべきである⁴⁰。

この「自由放縦の言論」とは、「男女の区別をせず、自ら配偶者を選び、政治に関わり集会や演説などを行うこと」を指している⁴¹。つまり、女子学生に儒学徳目を学ばせることより「自由放縦の言論を遠ざけ」ることに期待している。そして興味深いことに、章程に示された科目を見ても「修身、教育、国文、歴史、地理、算学、格致、図画、家事、裁縫、手芸、体操、音楽は選科とする」と「修身」が教科の筆頭に据えられている⁴²。将来「賢母」の養成を担う小学堂の教師や幼稚園の保母には、「自由放縦」の悪習を途絶し、儒学女教科書に記述している女性の徳目を身に付けさせることが第一義とされているのである。これは、呉の「自由放縦」の弊害を防ぐための儒学徳目の徳育案を採用したことであろう。

女子師範学校での儒学徳目の重視は、「女子小学堂章程」の「総要」にも見られる。「今日、女子には儒学徳目を主に教える。中国の礼教を忘れずして、末俗放縦の弊に染まらないことを期す」とあり、「諸科目において主に道德教育と国民教育に関わる事柄を念頭に置き指導することであった⁴³。

また、両章程には、体操科目が導入され、「纏足は国民の足と体を弱める元凶であり、また体育の主旨とかけ離れている。各学堂は一律これを禁止するように」と定められている⁴⁴。初等小学堂の場合、体操の授業時間数は国文・数学に次いで多く、高等小学堂では4番目に多かった⁴⁵。それも「母が健康であれば、丈夫なこどもを生む」という呉の「纏足弊害」論が影

響していると考えられる。

女子小学堂は初等小学堂と高等小学堂と分けて設立し、初等小学堂は3年間で「修身、国文、算学、体操、図画、音楽、女紅」の科目であり、高等小学堂は4年間で、「修身、国文、歴史、地理、算学、格致、図画、女紅、体操、音楽」である。女子師範学堂の入学資格が「高等小学堂卒業また同等の学力とみなすもの」であり、4年間の学費を徴収しないかわりに、「卒業生は、3年間義務として小学堂あるいは蒙養院に勤めなければならない。その義務を果たせなかった者には、学費全額を徴収する」と定められている⁴⁶。そして、「学生の実地練習を図るために、小学堂や蒙養院を附設する」ことがここでも定められている⁴⁷。

このように、1907年に女子教育の制度「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」両章程同様に呉の女子教育案を参考にして策定したとわかった。それにもかかわらず、なぜ3年の月日を要したのか。学部「奏女学堂章程折」には以下のように書かれている。

朝廷が興学の政策を出して以来、日本や欧米の学制を調査してきた。その間に女子教育が急策であることを勧める人は一人ではないものの、女子教育を急がなくてもいいという人も沢山いる。中国と外国とは禮も俗も違うため、利と弊を兼ねているのは当然である。学務大臣に学部を設立させて以来、往復書簡で意見を交えたが、やはり設立にはなかなか至らなかった。故に前年発布した奏定学堂章程では、家庭教育に女学を含むという方法をとった。それは今後の準備のためでもあった⁴⁸。

女子教育の弊害を恐れ、その必要性を分かっているにもかかわらず踏み出す勇気が出なかったとしている。また『奏定学堂章程』に「女学は家庭教育をもって包括する方法」をとったのは、準備のためであったことが書かれている。つまり、1904年には女子教育制度を策定する方針であったということが分かる。また、『奏定学堂章程』発布以後、女子教育の重要性を唱える者が増えてきたことも両章程の策定に影響したと思われる。一例を挙げれば、両江総督端方に派遣され日本を視察した広東潮州府知府呉蔭培は、帰国直後に政府に「出洋遊歴回国謹陳管見」を奏上し、最初の条に「興女子師範学堂及び幼稚園」を提言している。

幼稚園、小学堂は基礎である。日本では初等教育の普及を図るにはなによりもまず女子師範学校を設立することだとしている。中国も各省に女子師範学堂及び幼稚園を設立することを命じ、これを衆学の先導とすべきである⁴⁹。

幼稚園、小学堂は「基礎」であり、その普及を図るために日本のようにまず女子師範学堂を設立するよう強調したのである。さらにこの間、女学堂を設立する動きも高まった。中国女子教育史研究によると1902 - 1907年に設立された女学堂数は50校以上に上ったという⁵⁰。この動きも両章程の発布に影響したと考えられる。

近来、京外官商士民が次々女学堂を設立していく。それは学部にとっては重大な責務と

なった。もし章程を公布しないと、学堂の基準を知らない名ばかりな学堂を生み、時に流弊に転じることもある⁵¹。

このように、女子教育のあり方を規定した両章程は、学堂の「濫設」に歯止めをかけることにもなった。

おわりに

1904年の『奏定学堂章程』にある「蒙養院章程及び家庭教育法章程」から1907年の「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」公布に至るまでの策定過程や内容を考察してきた。「蒙養院章程及び家庭教育法章程」では、家庭教育を行うための女子教育の必要を認めながらも、女学堂や女子師範学堂の設立までは至らなかった。その代わりに、各家庭に教科書を送って母たる女性に勉強させ、同時に彼女らが子どもの家庭教育をするようにし、また各家庭が幼稚園になるように仕立てることを企図した。一方、日本の女子師範学校及び附属幼稚園方式を採用し、現存の乳児院と敬節堂という両施設に蒙養院を設けることを推進した。つまり、両施設に収容している婦人をまず「保母」として養成することにした。なぜならば、乳児院の婦人はもともと乳児の世話をさせるために雇っており、敬節堂の婦人がほとんど各家庭に雇われた乳母だったからである。

3年後の1907年に「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」が公布された。両章程の宗旨を見ても、1904年「蒙養院章程及び家庭教育法章程」と同じく女子教育は「家庭教育」のためだとされている。また、両章程とも徳知体三育を重視している。さらに師範学校に関しては、学費を徴収しない代わりに卒業後、女子小学堂あるいは蒙養院で3年以下の勤務が義務とされていた。

こうした女子教育に対する考え方や章程に採用された内容を見ると、呉が日本から持ち帰った女子教育の情報を参考にしていることが分かる。3年間に要したのも、呉が記した日本の女学校の設立による「自由放縦の流弊」を恐れていたためであった。また、「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の公布以来、女子教育の必要性を唱える者が多くなり、実際この間に女学堂の数も増えているということも新たな章程策定の一因となった。

筆者はこれまで、主に清末中国の女子教育章程の策定過程における日本の教育制度の受容を追ってきた。そのなかで、中国における地方での女学校の設立の動きも両章程の発布を促したことが分かり、関心を抱いている。地方の動向や地方が果たした役割については、今後の課題としたい。

¹ 1898年、康有為ら変法派は日本をモデルとみなし教育改革を図った。また開明派もこれに賛同した。同年、広総督張之洞より派遣された姚錫光の『東瀛学校舉概』、1900年両江総督劉伸一により派遣された潘学祖『考察東瀛農工記』などがある。

² 1899年義和団運動が起こり、翌年8カ国連合軍侵攻事件を招いた。内憂外患の危機に対処す

るため中国は変法を余儀なくされた。まず京師大学堂を整備し、省城にある書院を大学堂に改設し、各府・庁・直隸州に中学堂、各州・県に小学堂を設置し、各地に蒙養学堂を設立することとした。前掲『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻 486 2 頁)より引用。

3 1902 年 1 月 10 日、張を管学大臣に任命し、張に学堂の整備と学堂章程の制定を任せた。同上『大清景光緒皇帝徳宗実録』巻 491 1 頁 光緒二十七年辛丑十二月癸巳

4 実際には張は呉の承諾を得ずに呉を大学堂総教習に任命するよう皇帝に上奏したという。前掲『年譜』巻 2 30-33 頁及び同書所収「諭児書」20-21 頁より引用。詳しくは容應莢「呉汝綸と『東遊叢録』—ある「洋務派」の教育改革案—」(平野健一郎編『国際関係論のフロンティア 2 近代日本とアジア：文化の交流と摩擦—』東京大学出版 1984 年)を参照のこと。

5 先行研究では、1904 年に発布された『奏定学堂章程』が近代教育制度の始点として位置づけられている。

6 阿部洋著『中国の近代教育と明治日本』(福村出版株式会社 1990 年)、前掲容應莢「呉汝綸と『東遊叢録』—ある「洋務派」の教育改革案—」、汪婉「京師大学堂総教習呉汝綸の日本視察」(『季刊中国研究』1993 年、汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院 1998 年)、許海華「1902 年の呉汝綸日本考察について」『千里文学論集』82 号 2009 年、趙建民「呉汝綸赴日考察与中国学制近代化」(『档案与史学』1995 年)、翁飛「呉汝綸与京師大学堂」(『安徽大学学报』第 24 卷第 2 期 2003 年)などがある。

7 小川嘉子「清末の近代学堂と日本女子教習—広東女子師範学堂を中心に—」(『国立教育研究所紀要』第 115 集 「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人—」国立教育研究所 1988 年)、周一川『中国人女性の日本留学史研究』(国書刊行会 2000 年)、杜学元著『中国女子教育通史』(貴州教育出版社 1996 年)、崔淑芬著『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』(中国書店 2007 年)などがある。

8 拙稿「日清戦争後中国女子教育普及に向けた日本教育界の働きかけ—呉汝綸の日本教育視察(1902)をめぐって—」(九州大学大学院教育学コース院生論文集『飛梅論集』第 13 号 九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻教育学コース 2013 年 3 月)

9 拙稿「日清戦争後中国における日本の女子教育情報—呉汝綸による日本視察(1902)を通して—」(『日本の教育史学』第 55 集 2012 年)

10 呉と同行したのは、大学堂の提調官榮勲、紹英、弟子中島裁之を含め 16 名である。提調官榮勲、紹英が体調不良のため、途中で帰国した。呉と弟子が約 4 ヶ月間視察した。

11 前掲「日清戦争後中国における日本の女子教育情報—呉汝綸による日本視察(1902)を通して—」

12 同上

13 1905 年 9 月に科举が廃止された。そして同年 12 月に日本の文部省をモデルに「学部」が設置された。1906 年 5 月には全国 of 教育行政の統一をはかるために「提学使司」を開設した。

14 「欽定蒙養学堂章程」光緒 28 年 7 月 12 日(1902 年 8 月 15 日)(璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編—学制演変—』上海教育出版社 1991 年 281 頁~287 頁、多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』日本学術振興会 昭和 47 年)

15 「進呈学堂章程折」光緒 28 年 7 月 12 日(前掲『中国近代教育史資料編—学制演変—』上海教育出版社 1991 年 233 頁~235 頁)

16 張百熙等「奏請添派重臣会商学務折」光緒 29 年閏 5 月 3 日(1903 年 6 月 27 日)(『中国近代教育史資料編—学制演変—』287 頁~288 頁)

17 『欽定学堂章程』の重訂には、張百熙と張之洞の他に榮慶も加わっている。

18 以下の 22 章程から成る—「奏定蒙養院章程及び家庭教育法章程」「初等小学堂章程」「高等小学堂章程」「中学堂章程」「高等学堂章程」「大学学堂章程」「初級師範学堂章程」「優級師範学堂章程」「任用教員章程」「訳書館章程」「進士館章程」「初等農工商実業学堂章程」「中等農工商実業学堂章程」「高等農工商実業学堂章程」「実業補習普通学堂章程」「芸徒学堂章程」「実業教員講習所章程」「実業学堂章程」「各学堂管理通則」「学務綱要」「各学堂試験章程」「各学堂奨励章程」

- 19 「重訂学堂章程折」とは、『奏定学堂章程』を清政府に謹呈する際に陳述した文書である。
- 20 張百熙、栄慶、張之洞「重訂学堂章程折」光緒 29 年 11 月 26 日（1904 年 1 月 13 日）（『中国近代教育史資料編—学制演變—』288 頁～291 頁）
- 21 同上
- 22 「奏定蒙養院章程及び家庭教育法章程」（光緒 29 年 11 月 26 日 西曆 1904 年 1 月 13 日）は、「蒙養家教之合一章第一」「保育教導要旨及び条目章第二」「屋場図書器具章第三」「管理人事務章第四」で構成されている。（『中国近代教育史資料編—学制演變—』393 頁～398 頁）
- 23 同上
- 24 同上
- 25 同上
- 26 実際に中国の国内において、この時期は、女子学生、特に海外留学した女性たちが、女権の獲得について雑誌で熱く語ったり、運動に参加したりしている。例えば、秋瑾はその一人でもある。（前掲 阿部洋著『中国の近代教育と明治日本』）
- 27 前掲「蒙養院章程及び家庭教育法章程」
- 28 同上
- 29 同上
- 30 同上
- 31 同上
- 32 同上
- 33 同上
- 34 同上
- 35 同上「保育教導要旨及条目章第二」
- 36 「屋場図書器具章第三」（前掲「奏定蒙養院章程及び家庭教育法章程」より引用）
- 37 吳汝綸「文部所講第一」30 頁、59 頁、「一階立ての建物のみを使用する。二階以上の建物を使わないのは幼児たちが上り下りする時に転んだり、二階から落ちたりすることを避けるためである。幼稚園の建物の中には保育室、遊戯室、休養室、保母室が設けられている。室外に遊戯用の園庭を設けている。また、幼稚園には各種の器具がある。五感と思惟を訓練する玩具、絵本、手足の気力を鍛える玩具、音楽器具、黒板、机、椅子、時計、温度計、暖房（暖炉）がある」。吳は「学校設備」として、日本の幼稚園の設立面積に関する情報を記していない。しかし、小学校以上の設立面積に関する情報は細かく記している。教室面積は「小学校では四人に一坪（一坪面積 36 平方尺）、一人につき九平方尺」とし、体操場は「尋常小学校は一人につき一坪」と記している。蒙養院の面積の設定は、吳の記した日本の小学校の規定を参考にしながら調整したと考えられる。（前掲『東遊叢録』より引用。）また、日本最初の幼稚園規程と言われている 1899（明治 32）年に規定された「幼稚園保育及設備規程」をみると、幼稚園の保育室を「四人に一坪」、庭園の面積を「一人につき一坪」と定めている。それは吳が記した日本の小学校の教室と尋常小学校の体操場の面積を表す数字と同じであることから、吳があえて記録しなかった可能性もある。
- 38 学部「奏定女学堂章程折」光緒三十三年正月二十四日（1907 年 3 月 8 日）、「女子師範学堂章程」三十九ヶ条、「女子小学堂章程」二十六ヶ条、二種の女学堂とそれぞれの学堂規定で構成されている。（『中国近代教育史資料編—学制演變—』574 頁～575 頁）
- 39 「女子師範学堂章程」光緒三十三年正月二十四日（1907 年 3 月 8 日）『中国近代教育史資料編—学制演變—』575 頁～583 頁
- 40 前掲『女子師範学堂章程』
- 41 同上
- 42 同上
- 43 『女子小学堂章程』光緒三十三年正月二十四日（1907 年 3 月 8 日）（前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』583 頁～594 頁）

-
- 44 同上、前掲『女子師範学堂章程』
 - 45 同上『女子小学堂章程』
 - 46 前掲『女子師範学堂章程』
 - 47 同上
 - 48 前掲『奏定女学堂章程折』
 - 49 吳蔭培『嶽雲庵扶桑遊記』光緒 32 序刊 2 頁
 - 50 前掲『中国女子教育通史』、『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』など。
 - 51 前掲「奏定女学堂章程折」

The Informative Roles of Japanese Women's Education for Institutionalizing Women's Education in Post Sino

— Japanese War China: Wu Rulun's Observations in Japan (1902) —

QiuYan DONG

In this paper, I reveal how Japanese women's education influenced the process of institutionalization of Chinese women's education in post Sino-Japanese War China. I analyze the process of establishing "Regulations of Elementary Schools for Girls" (女子小学堂章程) and "Regulations of Normal Schools for Women" (女子師範学堂章程), which are regarded as the landmark of modern education for women. I discuss how Japanese women's education influenced the Chinese counterpart throughout the process. First, I address the contents of women's education which Wu introduced; he wrote in his travel journal about how to nurture "wise mothers" which he learned during his trip to Japan. Second, I examine how this women's education contributed to the enactment of "Imperial Regulations for Schools" (奏定学堂章程) in 1904. In the "Regulations for Schools," while the need of education for women is acknowledged to promote homeschooling, the regulation did not help accomplish the establishment of girls' schools or women's normal schools. Although it did not contribute to the formation of female schools' regulation, the "Regulations for Schools" prompted the development of the "Regulations for Kindergartens and Homeschooling" (蒙養院章程及び家庭教育法章程). Consequently, textbooks were sent to each home, mothers began to educate their children at home, and each home was made into a quasi-kindergarten. Furthermore, kindergartens were newly built in an orphanage, *Ikuei-do* (育嬰堂), and a women's refuge, *Keisetsu-do* (敬節堂). Female workers were trained as kindergarten teachers to support the homeschooling. In 1907, the "Regulations of Elementary Schools for Girls" and "Regulations of Normal Schools for Women" were promulgated. Lastly, I address that these regulations referred to the information of women's education, which Wu imported from Japan.